

野田市重度障がい者等日常生活用具
費助成等事業実施規則の一部を改正す
る規則をここに公布する。

令和7年6月3日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第 39 号

野田市重度障がい者等日常生活用具費助成等事業実施規則の一部を
改正する規則

野田市重度障がい者等日常生活用具費助成等事業実施規則（平成 18 年野田市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「前条」を「前条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、前年度においてこの条の規定により利用の決定（別表の種目の欄に掲げる日常生活用具のうち継続的に購入する必要がある用具であつて市長が必要と認めるものに係るものに限る。）を受けた者（以下この項において「継続申請者」という。）について、その実情を調査し、調査書を作成するとともに、利用の可否並びに助成することとする日常生活用具の種目及び助成する場合におけるその予定額を決定し、野田市重度障がい者等日常生活用具費助成事業利用決定通知書又は野田市重度障がい者等日常生活用具費助成（貸与）事業利用却下通知書により継続申請者に通知するものとする。

別表中「第 3 条」の次に「、第 5 条第 2 項」を加え、自立生活支援用具の項特殊便器の目を削り、在宅療養等支援用具の項音声式血圧計の目の次に次のように加える。

音声式温湿度計	視覚障害の程度が 1 級又は 2 級の障がい者又は障がい児で、原則として学齢児以上のもの（視覚障がい者及び視覚障がい児のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	視覚障がい者又は視覚障がい児が容易に使用し得るもの	4, 950 円	5 年
---------	---	---------------------------	----------	-----

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、別表中自立生活支援用具の項特殊便器の目を削る改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の野田市重度障がい者等日常生活用具費助成等事業実施規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、この規則の施行の日以後に申請された日常生活用具費等の助成について適用し、同日前に申請された日常生活用具費等の助成については、なお従前の例による。